

平成29年度第4回北海道総合教育会議 議事録

1 日時

平成30年1月31日（水）午後1時30分開会

2 場所

センチュリーロイヤルホテル 3階 エレガンス

3 構成員の出席状況

(1) 出席

高橋知事、柴田教育長、鶴羽委員、末岡委員、橋場委員、山本委員

(2) 欠席

田澤委員

4 会議に出席した学識経験を有する者

鳴門教育大学特任教授 森田 洋司

5 議事等

いじめ防止等について

～北海道いじめ防止基本方針の改定について～

6 議事録

別紙のとおり

1. 開会

○事務局（佐々木総合教育推進室長） それでは若干、定刻前ではございますが、ただ今から平成29年度第4回北海道総合教育会議を開催させていただきます。本日の議題は「いじめ防止等について」としております。いじめ防止対策につきましては、国において平成25年に施行した「いじめ防止対策推進法」の施行状況を踏まえまして、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われたところでございます。これを受けまして、道におきましても、現在「北海道いじめ防止基本方針」の改定を進めており、今回議題とさせていただいたところでございます。

本日は、会議を構成する知事と教育委員会の皆様に加えまして、国の基本方針の見直しの座長をお務めされた森田先生をお迎えし、いじめ対策などについて議論を深めていきたいと考えております。

また、本日は、総合教育及び保健福祉を担当している辻副知事をはじめ、青少年の健全育成を担当しております環境生活部長、教育委員会でいじめ防止等を担当しております学校教育監、少年の非行問題への対応を担当しております北海道警察生活安全部少年課長も出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本会議のメンバーの田澤委員におかれましては、インフルエンザの発症のため、本日はご欠席となっております。

次に資料の確認をさせていただきます。会議次第、出席者名簿、配席図のほか、資料1といたしまして「北海道のいじめの現状及び防止の取組について」、資料2-1といたしまして「『北海道いじめ防止基本方針』の改定のポイント」、資料2-2「『北海道いじめ防止基本方針』改定案の概要について」、そして、資料2-3「北海道いじめ防止基本方針」（改定案）、資料3といたしまして「ネットトラブル防止のためのインターネット安全利用に関わる取組」、資料4として「小中学校の校内放送を活用した非行防止教室」、資料5として森田先生の説明資料一式、資料6として「知事部局と教育庁との連携について」となっております。過不足などありましたら挙手願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入ります前に、昨年10月に就任されております山本委員が本会議に初めて出席されますので、一言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員 ただ今ご紹介いただきました委員の山本でございます。北海道の将来と、今の子どもたち、学校を思い浮かべながら職責を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木総合教育推進室長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。この後は、議長は高橋知事にお願いいたします。よろしくどうぞお願ひいたします。

2. 議事等

○高橋知事 はい、ありがとうございます。高橋でございます。議長を務めさせていただきます。冒頭にありましたが、田澤委員におかれてはインフルエンザでご欠席ということ

であります。実は私どもの事務局サイドの担当部長がインフルエンザで欠席ということになっておりますので、くれぐれも、それぞれ気をつけていただきたいと思います。それでは、本日は、いじめ防止等について意見交換したいと考えているところでございます。はじめに北海道のいじめの防止の取組等について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上学校教育監 道教委の学校教育監の村上でございます。私から北海道のいじめの防止の取組について、資料に沿ってご説明させていただきます。はじめに、資料1でございます。1頁をご覧くださいと思います。はじめに「北海道の公立学校におけるいじめの現状」について簡単にご説明させていただきます。1として「いじめの認知件数等の推移」についてでございますが、平成28年度のいじめの認知件数は、小・中・高・特、各学校種の合計で、7,562件となっております、前年度より2,025件増加しております。特に、小学校で大幅に増加している状況でございます。

続いて、2頁の方になりますが、2の「いじめの解消状況の推移」について、平成28年度の各学校種の合計で97.7%の解消ということになっており、高等学校を除いて解消率は前年度に比べ上昇しています。

続きまして3の「いじめの発見のきっかけ」でございますが、各学校種とも「アンケート調査など学校の取組により発見した」というものが最も大きな割合となっているところです。

続いて、3頁の方となります。「4 いじめの態様」についてですが、各学校種とも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も大きな割合となっています。

続いて、4頁、5頁の方ですが、私立学校におけるいじめの認知件数、解消の状況等の推移について記載しています。

続いて6頁から8頁の方になりますが、「いじめの防止等に向けた道教委の取組」について記載しております。道としましては、記載のとおり「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「関係機関等との連携」などに取り組んでいます。資料1は以上です。

資料2-1をご覧ください。「『北海道いじめ防止基本方針』の改定のポイント」と記載した資料でございます。いじめ防止基本方針の改定について簡単にご説明いたします。まず検討経過についてですが、平成29年7月以降、北海道いじめ問題審議会を5回開催いたしまして、改定について協議を重ねてまいりましたほか、私ども教育庁と知事部局、道警、私学団体など関係機関で構成するいじめ問題対策連絡協議会において協議を行いました。

また、10月には「どさん子・子ども全道サミット」に参加していただいた児童生徒の皆さんからも、基本方針の改定に関して意見をいただきましたので、その意見について基本方針の改定に反映させていただいたところです。

主な改定の内容ですが、「いじめの理解」について、「けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する」こと、「学校及び教

職員の責務」について、「学校は、加害児童生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる」こと、その他、「学校いじめ防止基本方針の策定」や「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」、「学校におけるいじめの防止等に関する措置」についても、資料に記載の内容を、新たに道のいじめ防止基本方針に追加しようとしているところです。

詳細については、恐縮ですが、資料2-2の改定案の概要、資料2-3の基本方針の改定案を机上にお配りしておりますので、後程、ご覧いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○高橋知事 続いて、環境生活部と道警から、いじめ防止の取組について説明をお願いいたします。

○小玉環境生活部長 環境生活部長の小玉でございます。私の方からは、資料3としてネットトラブル防止のためのインターネット安全利用に関わる取組という資料を用意させていただいております。スマートフォンの普及によりまして、SNSの利用が急速に広がっている状況でございます。SNSは正しい使い方をすれば、情報発信や交友関係の広がり等に有効である一方、使い方を間違えますと、いじめや犯罪被害など、ネットトラブルにつながるものが心配されております。先ほどの学校教育監からのご説明の中にも、パソコンや携帯電話での誹謗中傷、いやなことをされているという割合の表がありましたが、北海道は全国に比べますと、ややその割合が高い傾向にあるようでございます。小中高、特別支援も含めてやや高いというところで対策が必要と考えております。環境生活部ではこうした問題への対策として、まず1点目、啓発リーフレットの作成・配付に取り組んでおりますが、安全利用に向けまして、家庭内でのルールづくりの啓発のため、中学校進学前の全小学校6年生のご家庭へ、本日皆様にも配付しておりますが、啓発リーフレットを配布しております。

2点目は、学校や地域で活用できるインターネット安全利用教室でのガイドを配布しております。

3点目は、保護者や教職員等を対象としたフォーラムを毎年開催しておりまして、平成29年は帯広で弁護士の先生をお招きして、ネットトラブルの講演をしております。

このほか、今年度の新たな取組といたしましては、北翔大学の協力を得まして、教員を志望する学生に対しまして、いじめを含むSNSトラブル防止に向けたミーティングを実施する予定でございます。環境生活部の取組としては以上でございます。

○井上道警少年課長 北海道警察のいじめ防止の取組につきまして、ご説明させていただきます。学校におけるいじめ問題への対応につきましては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪等の違法行為がある場合につきましては、被害者、保護者、さらには学校の対応状況などを踏まえながら、捜査等の必要な対応をすることとしておりまして、昨年、平成29年中につきましては、学校におけるいじめ相談を110件受理しておりまして、うち4件、6人を暴行等の事件で検挙・補導している

という実態でございます。

その他、道教委等と結んでおります「子どもの健全育成サポートシステム制度」に、平成25年度から、いじめも新たに追加いたしまして、教育現場と情報共有を図っているほか、平成19年から、退職した警察官をスクールサポーターとして学校の要請に基づきまして派遣し、現場の教職員と連携して、こうしたいじめも含めた非行防止、犯罪被害の未然防止等に取り組んでいるところでございます。ちなみに、スクールサポーターにつきましては、現在、札幌方面で4人、旭川方面、釧路方面でそれぞれ2人の計8人を運用しております。

そのほか、本日、資料4としてお配りしておりますが、昨年6月からは、これまでの講話や授業方式の非行防止に加え、小中学校の校内放送を活用した非行防止を実施しております。こうした機会を利用しながら、児童生徒の皆さんに、インターネットに潜む危険性ですとか、いじめ等の防止について指導しているところでございます。

道警察といたしましても、引き続き、教育委員会をはじめ、関係機関の皆様と連携を図りながら、いじめをはじめとした、こうした問題に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋知事 ありがとうございます。続きまして、いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定について、森田先生からご説明をいただきたいと思いますが、これに先立ちまして、事務局から森田先生のご略歴についてご紹介いたします。

○佐々木総合教育推進室長 簡単ではございますが、先生の略歴につきましてご紹介させていただきます。森田先生におかれましては、大阪市立大学大学院教授として長く勤務され、平成19年3月には同大学院を定年退職後、名誉教授となり、平成20年には大阪樟蔭女子大学学長に就任するなどした後、現在、鳴門教育大学特任教授としてご活躍されております。

先生は教育社会学、犯罪社会学等を専門とされておまして、現在、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」座長、「不登校に関する調査研究協力者会議」座長等の要職をお務めであり、国における「いじめ防止基本方針」の策定・改定の中心となるほか、東京都や兵庫県、高知県などのいじめ問題に係る附属機関の長もお務めされるなど、幅広くご活躍されており、本日は、大変ご多忙の中、本会議にご出席をいただきました。

森田先生から貴重なご助言をいただき、本道のいじめに関する議論を深めてまいりたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

○高橋知事 それでは、森田先生よろしくお願いいたします。

○森田特任教授 ただ今ご紹介いただきました森田でございます。今日は、時間が限られておりますので、よろしくお願いいたします。資料は後でお読みいただく部分が随分あろうかと思いますが、ポイントだけ資料に沿いながらお話をさせていただきます。

まず、実態の押さえ方でございますが、公式には先ほどの統計のように、「問題行動等調査」というものがございます。この数値そのものに関する議論は随分ございます。これまでもございまして、子どもの実態をどれだけ反映しているのかという点に焦点が当た

っているかと思えます。この最初の1頁、下の段に掲げておりますのは、子どもたちに聞いた被害、加害という行動意識を調べたものであり、国立教育研究所の調査による暴力を伴わないいじめについてのものです。暴力を伴う方に絞りますとまた数値が変わってまいります。被害経験、加害経験ともに9割、つまりほとんどの子どもたちがいじめというものに関わった経験を持っているというのが、統計で出ています。これは一人の子どもをずっと3年間、6年間フォローアップした調査です。

さらに東京都の調査によりますと、いじめられた経験もある、加害の経験もあるという両方とも経験している子どもたちが半数を占めていて、さらにいじめた子どもたちの8割はいじめられた被害経験を持っているし、被害の立場にある子どもたちの7割はいじめた経験がある。このように、今まで私たちが捉えていた特定の子どもたちがいじめに関わるというのではなく、かなり一般化しているものとお考えいただきたい。

それから子どもはもともと四層構造とあって、傍観者、仲裁者、観衆などの理論を作り出したのですが、被害、加害というように立場が固定しているのではなくて、一人の人格の中にその壁がありますが、そのいじめたという加害行為と被害行為とは壁が溶融している。特定の子どもが被害者だけ、あるいは特定の子どもが加害者だけという状況ではないような子どもたちが随分多くなってきている。こうした現状認識に、まず立っていただきたいというのが、第一点目でございます。と申しますのは、先ほどの問題行動等調査では、学校があるいは教育委員会がいじめと認知した件数が上がってくるのでありまして、子どもたちとの実態との乖離といいますか、ギャップというのはデータ上もあるということを示しているとお考えください。

そうしますと、2頁にまいります。今までのように特定の子どもたちに焦点を当てた対応策というだけではどうしても無理があります。全ての子どもたちに対して、このいじめというものがどういう性質のものなのか、相手にどういう被害を及ぼしていくのか、あるいは自分の生き方に何に関わるのかという点にまで及ぶような教育、俗に言う未然防止、未然防止といってもいじめだけの未然防止ではなくて、ある意味では人格形成あるいは社会性を担っていく資質の育成そのものの一環に位置づけて、いじめ対策はやっていかなければならないと考えております。

さらに、こういう状況になってまいりますと、これまでの学校現場の関わり方は、ある意味では学校組織文化からの脱却を図らなければならない段階に来ています。と申しますのは、2頁の下の段ですが、俗に個業世界と言われておりまして、要するにそれぞれの先生方の個人の専門性、さらにその裁量性、自由裁量が尊重されます。だから〇〇先生クラスという、その学級の雰囲気あるいは学級の文化のようなものが出来上がる良い面がございます。先生方もその中で裁量が効きますので、教育意欲も高まるという構造を持っており、大体は先生方が自己完結的に教育や様々なことを行っているという文化がずっと育ってきております。しかし、こういうようないじめという問題、あるいは不登校にしても暴力にしてもそうなのですが、色々と表面に現れる行動と、その背後にある様々な要因・背

景が重なってきております。重なりながら多様な現れ方をしておりまして、かつ、潜在化し、非常に潜ってしまっていて見えにくくなっている。こういう状況が子どもたちの問題行動の中に見られます。

このようになってまいりますと、これまでのように先生一人にお任せするというだけでは限界がございます。これは単に監視するというだけではなくて、実際に教育の指導に当たっていく面でも、そういう面がございますし、あるいは学校の分野では主として生徒指導というのがそれを行っておりますが、その先生方にだけお願いするのではなくて、今度の新しい新学習指導要領の中にもありますが、学習課程と生徒指導の一体化、あるいは教科に内在化した、あるいは教育課程の中に内在化した生徒指導というものを図っていくという段階にきております。だから、チームとしての学校は、何もスクールカウンセラーとSSW（スクールソーシャルワーカー）を導入して、あるいは地域の専門家の方々や地域の方々に入っていただくというだけではなくて、学校の活動の中で、そういう相互の多面的な、あるいは包括的な生徒指導というものを展開していかなければならないし、それはひいては、単に生徒指導の人格完成という中の一つの学力づくりにも大きな関わりがあるところだという風に押さえていかなければならないという段階に来ているだろうと思っております。

個業世界については、資料に色々書いておきました。ともあれ、個業世界の最大の欠陥は、お一人にお任せしますと、その教員の資質能力に非常に開きが出てくるという問題点を抱えてしまいます。ましてや、大都市と離れた所に行きますと、小学校なら一年生から六年生まで同じ担任の先生となる場合もあり、その先生の資質能力に限定され、子ども達のが能力がそれだけにとどまってしまいます。多様な先生が色々な関わり方を持つという仕組みも必要になってくるということがお分かりかと思えます。従って、ここまでは私の意見ですが、今回の基本方針の中では、徹底した組織的対応ということをお求めしておりますし、チームとしての学校というものを推進していかなければならないという段階に来ております。これは単に学力面でのチームとしての学校は必要でございますが、こういう生徒指導面、あるいは人格形成によって大変重要な活動になってくると思っております。

皆さん方は専門の方々ですから、あえて誤解を解くために申し上げておきますが、生徒指導というのは分掌で決まっておりますが、その人の仕事だけではございません。生徒指導というのは、学校教育の機能つまり教育基本法の第1条にございます人格の完成と社会を形成する資質というものを担っていく教育の重要な機能の一つを生徒指導と申し上げる訳でありまして、特定のお仕事ではなくて、先生方全員が生徒指導を担当するというのは、教育基本法で規定された事柄でございまして、そこから出てきた生徒指導の機能でございます。その点は十分誤解のないようにしていただきたい。そういった誤解が、しばしばあるのです。生徒指導と言ったら、怖い先生の顔を思い浮かべるといって、それくらいのことしか出てきません。ですから、問題に対応するだけではなくて、子どもの能力・資質を開発し、様々な問題を防止していくという、予防・開発的指導と言われるものを、色々な先

生方が担っていただくということも必要ですし、問題対応に関しても色々な先生方が関わっていただくということが非常に大事になってまいります。この点が2頁までの所でございます。

そこで、3頁にまいります、これ以降は全部、今回の改定に関わる所でございます。まず、いじめ問題の防止に関しまして、国のいじめ防止対策協議会において基本方針を練りまして、その際の議論とポイントになった点だけをかいつまんでお話をさせていただきます。まず、皆さん方のご意見にあったのは、さきほどの実態と問題行動等調査とのズレの問題でございます。まず、いじめの認知に関しましては、さきほどご説明がございましたので、ここは省略しておきます。要するに、今回新たに加わったのは、けんかやふざけでございます。これが改定のポイントの一つになっております。ちょうど中段の所の下に書いております。要は、いじめの定義でございますが、難しい話をすると時間がなくなりますので、端的に申し上げます。苦痛を与えてしまったらいじめという結果責任に近い構造を、いじめ防止対策推進法のいじめの定義では取っております。従って、被害にあった子どもが私は辛いよ、苦しいよという訴えを起こしてくる、それで単純に4つの要件がございますが、それを満たしたものという具合に考えていかざるを得ないというのが、定義の状況でございます。今までの私どもが捉えていた「いじめ」という概念が非常に幅が広がっている、その広さに現場は戸惑っている。教育行政を所管する都道府県、あるいは市町村の教育委員会の方々も、そのあたりは戸惑いがあるというところになります。皆さんは専門なのであえて資料には入れなかったのですが、いじめ防止対策推進法が制定された目的がございます。第1条の目的でございます、実は3段の論理構成になっております。1段目の論理は、これは防止対策推進法、総合教育会議やら教育委員会制度が変わったのもそうなのですが、大津市の事件をきっかけに変わっております。だから一番最初は、そういう身体や生命に重大な被害が及ぶ恐れがある、あるいは、成長発達上に色々な被害があるという、そういう被害あるいはいじめからもたらされる子どもに対するリスクといわれるものが第1段目の論理構成です。

ところが、その第1段目は前提でございます、こういうことがあることに鑑みて、目的は児童等の尊厳を保持するということとしております。つまり、法の最終目標は児童等の尊厳を保持するということが大事になってきます。そのために、いじめ防止に関して様々な対策や対応を我々は取っていく、国は取っていくのだという3つの構成となっています。ところが、現場を見ると、どうしてもリスクあるいは子どもに及ぶ被害というものと、最後のいじめ防止対策というのが直結してしまっていて、真ん中が抜けてしまう。何の為にやるのかという意識が、まだまだ現場に浸透していない。あるいは概念が非常に広いのは、児童等の尊厳に関わること、つまり人格や人間性の尊厳を大事にしましょうということです。お互いに自分の尊厳あるいは自己肯定も関わりと同時に、他者の人格あるいは尊厳性も大事にしながらお互いにやっていきましょうという体質を作らなければならないというのが大きな目標であります。

だから、具体的にはいじめにすり寄せて法の定義は書いてありますが、私流に解釈しますと、相手を弱い立場に追いやったり、あるいは相手の弱みにつけ込んだり、力関係であります、そういう所につけ込みながら、相手をないがしろにしたり、相手の人格を傷つけたり、踏みにじったりする行為がいじめだという具合に広く考えていただく。このところの大本を押さえていただかないと、なかなか浸透していかない。非常に技術的に、これは苦痛を訴えているからという表面的、形式的な表に現れた行為というもので図ってしまう。しかし、その中には非常に重い重みがございます。北海道はそういう面では、これまで非常に色々な取組がございました。ただ、それは何もいじめだけには限らないということがございます。ということは、いじめだけではなくて、様々な児童等の尊厳あるいは大人も尊厳を保持するというところへの取組というものの一環として、いじめを切り口にしながら、子どもたちに様々な教育や指導を展開していくという方法でやっていただくというのが非常に大事なところでございまして、いじめだけをどうだ、あるいは認知率がどうだという数値だけが先走りますと、私は、教育そのものが、あるいは本来、教員、学校現場、教育委員会がやるべきことが矮小化されるという危惧をもっています。そのところはしっかりと押さえていただきながら、いじめ防止対策推進法をもう一度改めてお読みいただきたいという具合に思っております。

我々、文部科学省で七不思議の一つだと雑談で話すことがあるのですが、学校の現場の先生方で、いじめ防止対策推進法を読んでいない方がまだまだいらっしゃる。運転免許に例えれば、道路交通法を知らずして車のハンドルを握っているようなものだなという具合に申し上げているのです。文字の表層だけなぞったのでは駄目であり、そこに込められている意味、意義というものをしっかりと押さえていただきながら、しっかりとやっていただきたい。

と申しましても、今までの先生方が、別にいじめというものを軽視している訳ではなくて、この下の図は、いじめ防止対策推進法と、我々の社会通念上の違いが書いてあります。今日は時間がございませんので、あえて説明しませんが、その間に非常なギャップがあります。この図を見ていただくと、デコボコの雲形のものになっています。これは、それぞれの先生方やそれぞれの市民が、自分なりにいじめという観念といいますか概念を持っていらっしゃる。これは「いじめ」というのは日常用語でございますので、それぞれが持っていていらっしゃいます。何が良くないのか、あるいはどういう行為がいじめになるのか、これはよくご存じなのです。だけれども、それにはデコボコがございます。ある方は非常に狭めの考え方、ある方は非常に広い考え方を取られるなど、非常に広狭がございます。これは、子どもたちから見れば先生は一つの法の規範でございますが、その法の規範を司る方々がバラバラ、あるいは管理職の方々がバラバラとなると、こちらはいいよ、こちらは許されるよ、こちらは駄目だよというようなことになってしまいます。このようなことがあっては、学校の現場での規範意識もいじめの防止も、ましてやその上の何が人間の尊厳を卑しめるのかということへの思いがしっかりと行き渡らない。その所をしっかりと統

一していただくために、この法律で定義させていただいた。先ほど申し上げたように、非常に広い概念を持っております。単にいじめというのは、そういう概念の氷山に現れた一角でございます。その底を読んでいかなければならない。そこにわりながら、先生方に取り組んでいただくということになりますと、先生方の教育の本筋に関わる事柄ということになります。この本筋に関わる事柄であるということ、現場の先生方がしっかりと認識していただく。つまり、頭の中で理屈でやったのでは、私はさほど浸透性はないと考えています。それぞれの先生方は皆、教育に対するあるいは子どもに接する高い意欲をお持ちなので、そこに訴えながら、何が、なぜ教育としていじめに対応していかなければならないのか、単に悲劇がある、リスクがあるからやるのではなくて、教育がやるべき本筋として関わるべき事柄なのです。それに取り組んでいただく重要な働きかけを、いじめを素材として取り組んでいただきたいというのが、私の考え方でございます。

それから、4頁のところにもありますが、広さが故に私たちの行為は下の図のとおりとなります。今までは、いじめというのは、邪な特定の子どもが邪な意志や動機、あるいはフラストレーションの発散であるとか、色々なことを申し上げてきましたが、そのような動機は、定義の中には一切入っておりません。意図も入っておりません。全て影響を与える行為があれば、そしてそれによって子どもが苦痛を感じればいじめという、こういう論理構造を持っております。従って、その中には悪が悪を作る、邪な意志がいじめという悪を作るという単線図式では処理し難いものが随分含まれています。当然、善なる意志と言われるものもあります。おせっかいから始まりまして色々なものがございまして、こういうものも相手の尊厳を傷つけたり、相手を苦しめたり、苦痛に至らしめるというものであれば、それはいじめとしてカウントしていくというのが、大事なポイントとなってまいります。さらに無自覚というものもございまして、これは、集団心理の中でドーッと動いて、ノリでやっていく子どもたちもいます。

もう一つ重要なのは、これは欧米がそうなのですが、私たち大人が無意識に持っている偏見や差別、価値観が子どもたちにそのまま投影されて、そして行為に走っていくことがございまして、これは人権問題でも大事な所でございます。さらにこの一番下に書かれている「差別や偏見に加え、外国に繋がる児童生徒」、これは今後、どんどん増えてまいります。おそらくは、将来、そこまではいかないでしょうが、欧米型のそういった問題を学校として扱わざるをえない。それからLGBTもございまして、あるいは、障がい等を持った特別な支援を要する子どもたちというのも随分増えてきています。そういう子どもたちに対するこうした問題にもしっかりと対処していかなければならない。これには、発達障害の中で出てくる行為が不適応を起こすというだけではなくて、先ほど申し上げた私たちが持っている価値観の影響の問題も含んでおります。

時間がだんだん無くなってきました。とにかく認識していただくことですが、この法制度の改革になりますと、5頁の所の下の段ですが、パターンが変わったということだけ申し上げておきます。疑わしいものについても対応していただきたい。このことについて、

次の頁の上に法令を書いておきました。法の第23条、教職員が云々と書いております。下線部の「いじめの事実があると疑われるとき」、この疑いに対しても、やはりしっかりと対応して事実を調べて対応していただきたいということがございますので、よろしくお願ひしたい。今までのパターンは、これはいじめだと分かって事実を確定して対応するという、事実確認と対応というパターンの流れですが、むしろそうではなくて、事実確認は並行してやりながら、まずその子どもたちの、あるいは保護者の苦痛あるいは訴えに耳を傾け、寄り添いながら事態に対応し、その生まれてきた状況にまず手当をしていきながら、事実を確認する。それは、これまでのように担任の先生が抱え込むというだけではなくて、疑わしい段階で組織へすぐさま報告していただき、そして組織でその対応を決定していただきたい。

それから、2、3分いただきたいのですが、8頁に基本方針について書いております。各学校の基本方針作成は法令で義務付けられておりますが、私は全国の色々な所を見させていただいて、問題なのは大体スローガンが多いということです。スローガンでは現場の先生方は何のことだか分からない。私は神棚に上げてお守りだと申し上げますが、それぐらいの役割しか果たさない。実際には、子どもたちを徹底して守るとか、あるいは人間関係を作るといのはどうすべきなのかという、現場へ下ろす手立てがなく、そこが欠けているのです。だから先生方は見ない。理念、観念は分かっているけれど、実際、授業でどう生かすのか、子どもたちの指導の場面でどう生かしていくのか、そうした下ろしていく手立て、これは何も画一的ではなく、それぞれおやりになれば良く、お考えになれば良いのですが、考えだけではなくて色々なモデルを示して、そしてそれを取り組みやすいようにして、基本方針本来の目的である実効性のある基本方針にしていいただきたい。都道府県、市町村、国もそうですが、大体が観念的なものが多い訳です。それを具体化する手立てをしっかりとお考えいただきながら、それぞれの学校の事情に合わせて、取り組んでいただきたい。こうしたことが、基本方針の大きな議論でありました。それは一言申し添えておきます。後は、色々なことはございますが、ちょっと時間がございませんのでお読みいただいてご検討いただければと思います。どうも失礼いたしました。

○高橋知事 先生、どうもありがとうございました。大変私どもにとって、意義深いお話だったと思う訳であります。それでは協議に入りたいと思います。教育委員の皆様からご意見等ございますか。

○橋場委員 委員の橋場から、定義のことについてももう少し深く教えていただきたい。先生のご著書「いじめとは何か」を何回も読みました。すごく内容が分かりやすく、一日で読んでしまったのですが、これを読むきっかけになったのが、元裁判官で大阪で弁護士をやっている横山巖さんが委員長を務めていた平成25年1月の津市立中学校のいじめの報告書でして、その中の「いじめの定義」という所では、この当時はまだ法律や文部科学省の会議もなかったのですが、今と同じ要件が入ってまして、それではあまりにも広すぎるということ、行為責任が拡大しすぎるということで、森田先生のご著書を引用して「い

じめとは、同一集団内で相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に他方に対して精神的・身体的苦痛をあたえることである」ものだという縛りをかけています。

また、ネットで平成28年6月30日のいじめ対策協議会のページを見ましたら、いじめの定義の解釈についての論点ペーパーというのがありました。その中に、例えば、自分の恋愛感情を誰かに伝えて、それを拒絶された場合にいじめなのですかというようなQ&Aが最初に出ておまして、日弁連の解釈では、これはいじめではないであろうと。ただ、文部科学省の定義を形式的にあてはめると、それも入ってしまうのではないかと。

私の考え方では、確かに先生のおっしゃるとおり、いじめられている側の立場と考えると今の話はすっきりするのですが、いじめという定義に該当するということになると、調査が始まって、やはりレッテル張りではないですが、加害をしたとされる生徒の尊厳や、いわゆる学校内での萎縮効果といいますか、これもいじめと言われるのだったら何も出来なくなってしまわないかというバランスをどう取ろうかというところで、大津の事例の横山委員長の考え方と今の考え方は違うのかどうかということをお教えいただければと思います。

○森田特任教授 分かりました。一つ一つ答えてよろしいですか。

○高橋知事 はい、よろしくお願いいたします。

○森田特任教授 横山委員の考え方は別としまして、日本は85年代にいじめが出てまいります。いじめがあるのは世界各国どこでも同じなのですが、社会問題への移行の仕方、あるいは政府の政策の取り方というものは国によって違います。例えば、オランダなどは、非常に非行・犯罪が多く、非行防止という方向でいじめを前段階としていなかったために、かなり荒い。暴力を伴ういじめに非常に関心が向いております。我が国は、被害不安、これが最初の根っこにあります。大河内君やその前の葬式ごっこ、この段階からずっと続いています。それで、被害対応というものに非常にシフトしています。橋場委員は法律家ですからよくご存じでしょう、日本では加害者の行為責任を非常に軽んじるというところがありますが、今おっしゃったのは逆の話です。現場での指導では、いじめという言葉を使わずに指導していく。軽微な段階あるいは恋愛沙汰の時には、それはいじめにあたるのかあたらぬのかということではなくて、相手をどれだけ傷つけたのか、あるいは尊厳をきちんと重んじながら相手への恋心を訴えるなり、色々なやり方があるだろうと、そういう所に指導をシフトしていけばいい訳であって、いじめであるかどうかということをお初めに打ち出すというべきではないという具合に私どもも考えておりますし、文部科学省もそのように考えており、時としては指導の上でいじめと使わずに、ただ組織へ上げた時にはいじめは1件ありましたよということによろしい、だけれども指導の場面とは切り分けていきましょうという方針を取っております。この点は、少し弾力的にお考えいただきたい。非常にリジッドな運用が多いですから、先生がおっしゃるようなことが出てくるのだろうというように私は考えております。

○高橋知事 ありがとうございます。

○橋場委員 とすると、いじめの認知の時のいじめの定義の問題と実際の調査に入るかという所のいじめの考え方というのは、ダブルスタンダードということですか。

○森田特任教授 そう考えていただいて良いかと思います。

○橋場委員 ありがとうございます。

○高橋知事 よろしいでしょうか。他の委員の方、いかがでしょうか。では、山本委員。

○山本委員 委員の山本からお願いいたします。学校におけるいじめの防止対策についてお教えいただきたいと思っております。平成25年10月の文部科学大臣の決定と昨年29年3月の改定によりまして、学校におけるいじめ防止対策の部分が大きく改正されたといひましようか、さらに詳細な記載になったものと思っております。学校いじめ防止基本方針における「学校いじめ防止プログラム」や、「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定など、非常に具体的になっております。あるいは児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるということが盛り込まれており、また、学校いじめ対策組織につきましては、学校いじめ防止基本方針に基づいて、先ほど先生からありましたように、具体的にどう動いていくのかということが問題なのかと思いますが、具体的な年間計画の作成、実施、検証ということで、文言を見ていると非常に多くのことが列記されているように思ったところです。

学校におけるいじめ防止等の対策が極めて重要で最優先ということは、先生からも教育の本筋だというお話がありましたので、あえてまた申し上げるべきことはないのですが、学校の教職員が多忙を極めているということを先生も色々な所で書かれており、学校における働き方改革が求められている中で、基本方針に詳細に書かれていることを全て実施するという点については、先生方は非常にまじめですので、すべてやるということはかなり負担になることも一方では考えられると思ったところでございます。このような状況を踏まえまして、事前に配られた資料の中にヒントが色々あると感じたところですが、他県の取組などで効果的な取組事例等ありましたら、お知らせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○森田特任教授 分かりました。事例等については色々な取組がございまして、それぞれの特色がございまして。一応、文部科学省からこれまでのいじめの取組事例集というものが刊行されておりますので、それをご参考にさせていただきたいし、現在、文部科学省の協議会の中で、この改定を受けて、Q&Aを含めた形で事例集を作っています。良い取組や、ちょっとまずいけれどもその失敗をどういう具合に前向きに捉えていくかという観点のものを入れさせていただきました。というのは、1巻目と2巻目の大きな違いは、1巻目は成功事例、2巻目は教育現場のヒヤリハット、こういう点が少しうまくなかったもので、それをどういう具合に解決していったら良いかというような事例を取り上げています。

また、私は現場が忙しいことはよく承知しておりますので、現場の取組としましては、何回も研修会や事例検討会を開く訳にはいかないと考えています。ただ、全国の中には、

終わりの10分を使って皆さんがちょっと集まるという取組をしている所があります。忙しい人はまた次の機会ということで、終わりの10分で、毎日どんなことがあった、教科も含めてこういう所の教え方で少し躓いたというような形で、10分間のミーティングの中に色々な事例あるいは気付いたことあるいはこれをどう判断したら良いか分からないということを入れる工夫をされている。これは非常に実質的で効果がある方法だと思っています。それをやっぱり、実際におやりになりながら、私は研修会でもケース会議でもそうですが、成功事例だけでは参考にはなるけれども、それだけでは駄目だよと。会議を開けば、みな成功事例ばかり出てくる。だけれども、本来であれば医療界でよく言われたり、あるいは福祉の世界でよくおやりになっているヒヤリハットという「ああこれはしまったな、うまくやれば乗り越えられたのにちょっと体制が悪かったよ、どうすればいいの」というような形のものを、やはり現場のミーティングの中で展開していただきたい。こういう手法を入れながらやっていただく、お忙しい中でもやっぱりそれはやっていただいたら、単にはじめ対策だけではなくて、色々な形で、例えば教科や自分の悩みなど色々なものを出していただく。そのためにはセーフティ感覚というものを絶対に担保していただきたい。つまり、そこで言うことは何も先生の指導力が問われないよということです。今回の基本方針の改定の中にも入っていますが、「同僚性」というお互いに相談し支え合いながら、助け合いながら、悩みを打ち上げながらお互いにやっていくという同僚性というものが、忙しさもあってどんどん職場の中から消えてしまっているのです。だから、先生がお一人で皆抱え込んで、全部自分で責任を取っている。これは大変なことなのです。だから、多忙さに加えてそういう自己完結的な責任体制というものを、少し分散とは言いませんが、責任の分散ではないのですが、それぞれ責任を持ちながら同僚性の中でそれを溶かし込みながら、色々なミーティングをやっていく。そうしますと、公の組織として大体はどこでも対策組織を置いているのですが、その組織が機能するのです。そのミーティングを反映している。だから、組織というのは、何もその生徒指導委員会やいじめ対策部会などといったものだけが動けば良いものではありません。現場に行きますと、本当はこれらの組織は、あまり実質的には動いていない。それを実質的に機能させるためには、セミフォーマルなミーティング、あるいはその下に、議題も何もないような、俺は酒が好きだよというようなインフォーマルな関係性は結構なのです。こういう3つの層がないと、組織はうまく機能しないのです。しかも、緊急に気働き、機転を働かせるということは出てこない訳です。分掌にまかせると、完全に分業体制になってしまう。あれはあいつの仕事だ、これは私の仕事だという形で分ける。本来の機能を果たすためには、そういうものをうまく潜り込ませる、そういう10分のセミフォーマルなミーティングのようなものを学校の中に取り込んで、ある意味ではミーティング文化というものを、もう一度学校の中に根付かせていくという方策をおやりいただくというのが、私は一番良い取組だと思います。実際に色々な所でおやりになっている事例もあり、随分成功しています。職場の雰囲気も良くなっています。先生方の多忙感というのも、一人で悩むよりは良いのです。皆さんで打ち合わせて、どうせ

我々は皆、色々なデコボコがある訳ですから、そのデコボコを補い合いながら、その限界を補い合いながら子どもに向き合っていく。これが非常に大事なことです。

○高橋知事 ありがとうございます。それでは、他の委員の方いかがでしょうか。末岡先生。

○末岡委員 私は小児科医でもありますので、幼児期からのいじめ防止について、少し意見と質問をさせていただきたいと考えております。

昨年、3月の国のいじめ防止基本方針の改定において、「いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるように取組を促す。」ということが明記されました。いじめの防止に向けて、幼児期の段階から取組を行うことは重要であると、もちろん考えております。子どもは、けんかのようなものを経験しまして、人間関係を構築していくこととか相手の気持ちを思いやることを学んでいくものと考えておりますが、発達に応じた大人の関わりというものも非常に大切ではないかと考えております。そこで、先生にお聞きしたいのは、基本方針の改定において、幼児期におけるいじめ防止の記載はどのような経過でなされたのかということをお教えいただきたいと思っております。

○森田特任教授 はい、分かりました。そもそも、いじめ防止対策推進法は小学校以降を対象としています。委員の中から、それだけでは不十分だよと、今、先生がおっしゃったように、幼児期からの色々な大人の関わりというものが非常に大事なので、これはきちんと明記しておかなければいけない。さはさりながら、文部科学省の基本方針の中で、幼稚園・保育所・認定こども園というところへ全部浸透していただくというところまでは議論がなかなか難しい面もございます。だから、幼児教育、幼保小の一体化の中に落とし込みながら、これをおやりいただくことが大事だろうし、そこへ地域の保護者、つまりいじめ対応というのは学校だけではなくて、子どもたちもそうですし、幼児期の段階の子どもたちが自分で考えるというのはなかなか難しい面がございますが、保護者あるいは地域の方々も組み込みながら展開していただくというのが、いじめの対応の在り方だろうし、そうなりますと各学校の小学校の基本方針というものも単に学校どまり、先生どまりではなくて、先ほどの北海道の子どもサミットもそうですし、子どもの声を反映しあるいは、もう一つPTA、地域の人たちも加えていただきたい。そういう人たちの声を反映していただく。そして、そういう方々に、実際に基本方針は各学校でどこまで達成されたか、どういう具合にこれから改正していかなければならないのかという、PDCAサイクルで基本方針を回すと書いてあります。そのPDCAの一環として、地域の方々や保護者の方々、あるいは子どもたちというのを巻き込んで、学校の基本方針を皆のものとする。学校の先生方だけのものではない、教育行政だけのものではないという形にさせていただくというのが、私は一番良い形だろうし、今の幼児期の捉え方もそういう観点から展開させていただいて、絶対に入れるべきだというご意見がありましたので、入れさせていただきました。

○末岡委員 大賛成です。ありがとうございました。

○高橋知事 ありがとうございます。では、鶴羽先生。

○鶴羽委員 はい。私は先生の著書の中で、北海道教育委員会として力を入れていかなければいけないなど特に思いましたのは、そのいじめに対処するためのトレーニングを子どもたちに提供し、周囲からの支援が迅速に発動されるような体制を普段から構築していくことが必要で、欧米では特にそういったトレーニングが進んでいるという所と、子どもが社会を構成する一員と自覚させる機会が今の家庭では出来なくなっていて、家の中のお手伝いという部分が少なくなって、勉強しておけばいいのだというような家庭が増えてきてしまっているところで、先ほどPTAというお話もありましたが、責任ということについて、力をつけていかなければならないという所が、大変勉強になりました。

今日お伺いしたいことは、この先生の著書の中でいじめの概念を構成する3つの要素の中で、特に大きいものとして「力関係のアンバランスとその乱用」がありますが、これに関連して、特に部活動におけるいじめというのが北海道でも大きな課題となっています。北海道は13年ほど前に滝川はいじめの事件が起こってから、全学校でアンケートを取り始めるようになりました。今もこうしてアンケートから見つかったということが60%以上ということがあります。この13年間、本当に力を入れてきましたし、いじめ対策が進んできていると思うのですが、部活動の中でのいじめが大きな課題になっておりまして、力が強い者や成績の良い者、上手な子がそうではない子をいじめてしまうという閉鎖的な部分があるかと思うのですが、そういったものを防止するためにはどういった取組が有効なのかということをお伺いしたいと思います。

○森田特任教授 はい、分かりました。ちょっとお断りしておくのですが、力関係という言葉は欧米の学者も好んで使います。パワーレイション、そのパワーなのですが、これはいじめ防止対策推進法にありますように、影響力、従ってどんな力の弱い人でも影響力は持ちうる。例えば、スマホなどは、集団の中では力がなくても、その武器を使えば影響力を行使するという可能性がある。私の著書の中でも、影響力というのは大事な概念であり、幸い法律の中に入れていただきました。影響を与える行為によって苦痛を感じるというのがいじめであるという具合にさせていただきました。これは今までの概念の、力関係の優劣というものとは違います。だから、影響力というのは我々が日常的に使うことなのです。気に入った奴の言うことならすんなり入ってくるよというように、我々も日常的に影響力はある訳ですね。そのやりとりがお互いの人間関係なのです。あるいは、集団というのは、それぞれが影響力を行使しながら役割を果たしていく訳です。つまり社会生活にとって影響力というのはなくてはならない、不可欠な要素です。

ということは、その影響の伝え方について、力や腕力の使い方ではなく、その影響の与え方について、こういう所でどう使えばいいのか、お前のせっかく持っている良い力なのに、なんでこんな所でいじめに使うのだ、こっちに使えば集団の皆はお前の方を向いて、いい男だなと言ってくれるよということなど、色々なことを指導の中に盛り込んでいけるということが第1点。

それから、部活動に限定しますと、私は部活動も教育の一環だと思っています。これが意外に色々な問題がありますから、これ以上申し上げませんが、この度の働き方改革の中でも、部活動は教員が関わらない、指導員をどんどん入れるというような方向が示されておりますが、私は教育としては、指導員の方々を外部から招聘したとしても、肝心な所は教員がしっかりとコーディネートしていただかないといけない。働き方改革もそうなのですが、全部外に出せばそれで終わり、こちら側は知らないよという体質では、何のことやら分からない。結局は教育が空っぽになってしまうので、それぞれの中で関わっていただくということが非常に大事です。

しかも、あまり重視されてこなかったという根拠は、部活動に関する安全・安心、それから様々なトラブルに関してどうやって対応すれば良いのかということなど、部活動に関するマニュアルがないということです。色々な生徒指導のマニュアルはたくさんあるのですが、私は部活動のマニュアルは見たことがないのです。これがやっぱり考えていくべき所だろう、とりわけ働き方改革の中で、それを組み込んだ上でどう作っていくのかというのが、目の付け所かなと思っています。ですから、部活動をしっかりと捉える必要があって、教育、指導、そして何の為にやるのか、それは勝利の為にではないのです。どんなに下手くそでも楽しめる部活動でなければいけない訳です。そういうものをしっかりと教育の目標に置きながら、指導はどうあるべきなのか、さらに根性論ではなくて、スポーツ系などは技術なのです。テクニックなのです。この技術やテクニックをしっかりと教えていただく指導員をぜひとも入れていただきたい。ある意味では部活動の科学化といいますか、そういうことを推進していく。精神論だけでは持たないのです。子どもたちも伸びない。下手くそな子どもでも、精神論ではなくて技術論を学べば、少しずつ上昇していく訳です。これはやっぱり、しっかりと押さえていただきたいというのが、私の日頃からの思いでございます。

○高橋知事 ありがとうございます。柴田教育長、いかがですか。

○柴田教育長 今日本当に、いじめ防止対策ということが生徒指導の本筋なのだということを、改めて先生のお話を聞いて、しっかりと認識させていただきました。冒頭、北海道のいじめの状況について説明をさせていただきました。実は、全国的にはいじめの認知件数が少ない方で、我々はこれを良いと捉えるかどうかという非常に問題もあったのですが、先生のお話の中で、特に資料の中で、我々が良いと思ったのは、「認知件数が多いことは、子どもを守るためにいじめに向き合った証として肯定的に評価する」、まさにこのことによって、広く色々なきっかけがあったとしてもいじめをまずは捉えることができる、そういった面では、先ほど鶴羽委員から話があったように、いじめの発見のきっかけの約7割位が学校でのアンケート調査であり、生徒や保護者からいただいているアンケートですが、昨年9月にいじめの定義をより分かりやすく解説をして直したところ、小学校で2.5倍ぐらいいじめの件数が増えました。これと、29年度の数字が3月にまた変わりますが、かなりの数が増えてくると思います。それをまさに児童生徒の状況にしっかりと向き合っ

た証として、学校で徹底できるよう、改めて周知したいと思います。

それと合わせて、資料の中にありましたいじめの件数がゼロであった学校については、生徒や保護者にこういうことですよというようにしっかり検証する、これはすごい方法だと思ひまして、採用させていただいて我々も使わせていただこうと思ひております。

それともう一つが、教員が抱え込まずに組織で対応する、そのためにも教員の子どもと向き合う時間をしっかり確保する、今の働き方改革をしっかりと展開していくことが大切なのだなという風に思ひました。その中でも、我々、部活動指導について先ほど森田先生から、本来どうあるべきなのかという本質論、実はここの議論は我々もなかなか進んでいませんので、技術的なものを含めて、北海道の独自調査で部活動に係る教員の従事時間が全国平均より高いという実態が出ておりましたので、指導方法の充実を含めて改善していくということをしつかりと進めていきたいということを改めて感じました。

最後に一点だけ、今日、ICTに非常に詳しい田澤委員がインフルエンザで欠席しております。北海道は非常に広いものですから、教員の生徒指導の研修用の動画をインターネットで配信したり、福祉の専門家などの遠隔での相談というものも実施して件数が増えております。そのような中、相談の受付が24時間365日の電話相談に加えて、新年度、SNSを使って相談のチャンネルを広げていこうという新たな取組を試行的にやってみるのですが、これを今後、どういう形で効果的に動かしていけばよいかというのは、まだ我々試行錯誤の段階でありまして、ご助言いただければと思ひますがいかがでしょうか。

○森田特任教授 はい、ありがとうございます。ちょっと、さきほど鶴羽委員のお考えに私も大変共鳴しておひまして、一言だけ注意しておきます。いじめを無くする、あるいは無くそうということは結構なのですが、やはり最終の目標設定は児童の尊厳と申し上げました。子ども一人一人にとっては、その社会を構成するシチズンシップ、これの教育が一番大事なところでございます。そのあたりの方向と目標をしつかり定めてやっていただきたい。鶴羽委員も同じお考えだろうと思ひますが、是非ともお願いしたいと思ひます。それから、子どもと向き合う時間、これは多忙化の中で随分言われております。

ただ、本来、多忙化で業務は縮小されるけれども、多忙化対策の目的、業務改善の目標は、先生方の意識として、個人間で面談したり話したり、グループで集まったりという時間や、教育指導が円滑に進みながら子どもと向き合う時間が確保されるということが一番大事なところでございます。その点はやはり落とさずに、当然、教育長は意識されていることと思ひますが、広島県がかなりやっておりますのでご留意いただきたい。

それからSNSの件ですが、これは今、文部科学省の中のいじめ問題対策協議会の中でワーキングを作って研究しており、試行的に色々な検証をしています。課題は随分ございますので、課題検証から始めようと言っていたのですが、実は、26程度、都道府県の半分以上が事業化に手を上げてくれました。そうなりますと、試行ではなくて本格的にやりながら、課題を挙げていただくということが大事だというように思ひておひまして、それをしばらく並行して本事業として事業化しながら、補正予算も使って概算要求も使って、両

方合わせて進めていくという方向で進んでおります。まだまだ課題は多いのですが、やはり SNS というのは、一つは先ほど申し上げたように相談の敷居を非常に低くします。今までのメールが苦手、対話が苦手という子どもたちを対象にした色々な相談窓口の一つであり、相談の敷居が低いものです。

それから、もう一つは、先ほど鶴羽委員がおっしゃった色々な海外の事例というものがございまして。海外の取組の中で、色々なケースを選別していかなければなりません。色々なプログラムを持っているところもございまして。そういう海外の取組の知見、海外も随分進んでおりますので、そういうものも入れながら、これから進めていくということです。各企業も大変乗り気でございますので、北海道もおそらく連携して協力関係にあるものと思います。ただ問題は、マンパワーであり受け手でございます。この養成を如何にしていくなか、それから実施体制の中で一人ではなく、今の電話相談のような形ではなくて、おそらくスーパーバイズする方も一緒に並行してやっていただきながら、そのスーパーバイズする人材をまずしっかりと養成していくということが大事だと思っています。その辺のところをご留意いただきたい。

それから、SNS に関しましては、そういう意味で相談を受け付けるだけではなく、相談の受付は大変広がります。単にいじめ相談だけではない、自殺相談だけではない、色々な悩み、友達関係の悩み、先ほどの恋愛関係の悩み、色々なものが入ってまいります。そういうものを振り分けながら、緊急性とか度合いを弁別していかなければならない、こういうプログラムも出来つつありますので、そういうものを参照していただければと思います。

もう一つはアメリカのストップイットというものがあります。これは、要するに敷居が低いので、その子どもたちがうちのクラスがどんな状態で、こんないじめがあるよという通報の窓口として使っている。そうしますと、通報の窓口からそのクラスの実態に入っていく。あるいは、それがあある意味では、通報というよりは正義を行うためといった教育をしておかなければならない。そうでないと「ちくる」という形になりますので、そういうことにならないような学校文化・風土というものを作りながらそれを活用していくと、それが抑止力となります。以前、学校の裏サイトというのは、あれはもう書いたらばれるよということで、いっぺんに収まってしまった。そういう意味では抑止効果というものがございまして。やればあそこに出てしまう、私たちの実態が分かってしまうという形が出てくる。それは保護者にもオープンにしなければならないし、子どもたちにもオープンにするという体制で、いじめのある意味では抑止文化というのですかね、こういうものを作っていく一つの重要な手段として、単なる相談窓口ではなくて、傍観者を“脱”傍観者化するという使い方もございます。これはまだまだ研究が足りませんので、なかなか実施の段階にはならないのですが、ストップイットなどはすでに実施していて、関東圏で取り組んでいます。そういう使い方もございますので、SNS をただの相談窓口ではなくて広く広げて、今のいじめ文化と言われるものの中の弊害というものからうまく脱却していくとい

う装置としてもお使いいただくというのが、一つの在り方かなと思います。

○高橋知事 ありがとうございます。各委員からご意見、ご質問ありがとうございます。そして森田先生におかれては、一つ一つについて大変丁寧にお答えをいただき、誠にありがとうございました。森田先生からは、今、現下の大変な大きな問題となっております。いじめの対応ということにつきまして、私たちにとって、様々な有意義なお話を頂戴いたしました。学校として、組織としての対応の重要性、先生方個々に責任を負わせるだけではなく、やはり連携をして皆の問題を共有することの重要性、ちょっとしたミーティングなど意見交換の場の重要性、そして部活動は教育の一環であるということの認識の下に、これはただ、働き方改革との調整というのがあるのですが、しかし、そういった所をしっかりとやっていかなければならないなど、北海道のこれからの学校行政についても大変有意義なお話を頂戴し、誠にありがとうございました。

○森田特任教授 時間を少し伸ばしまして失礼いたしました。

○高橋知事 いえ、とんでもございません。ありがとうございました。続いて、報告事項に入らせていただきたいと思います。知事部局と教育庁との連携について、辻副知事からお願いいたします。

○辻副知事 副知事の辻でございます。資料6をご覧くださいと思います。「知事部局と教育庁との連携について」という一枚紙がございますけれども、北海道で、「北海道総合教育大綱」を10月に策定しまして、来年度に施行することとなっております。これにつきましては、オール道庁で進めていこうということで、3つの項目についてご説明したいと思います。

資料上段の、仮称ではありますが総合教育・人づくり推進会議につきましては、知事部局と教育庁が一層の連携を推進するということを考えておりまして、知事をトップに教育長はじめ知事部局と教育庁の部長、各地域の振興局長と、各地域には教育局長もおりますので、それをメンバーとします初めての会議を開催いたしました。

会議の中では、大綱のこと、それから、これまでのこの総合教育会議でのご意見、そして幼児教育等に係る連携について取り上げまして、知事からは、各振興局・教育局における更なる連携促進という指示があったところでございます。

また、総合教育会議でご意見をいただいた、2段目の幼児教育につきましては、これまでも、研修や国の事業等で連携しているところはあるのですが、新たに局長級の協議会を設置し具体の施策について検討を進めておりまして、今後も、基本方針の策定に向けた協議を進めていく考えでございます。

3つ目は子どもの貧困対策の関係でございます。これにつきましては、「子どもの貧困対策推進会議」という場があり、そこで協議をしているところでありますが、今後は、学校を通じた支援制度の周知、そして14振興局毎に、関係機関によるネットワーク会議も設置いたしまして、検討を進めていく考えでございます。

今後とも、連携推進チームにおける議論を進めまして、特に知事部局と教育庁がしっか

り連携しまして、全庁的な取組として「人づくり」を進めていきたいと考えております。
以上でございます。

○高橋知事 ありがとうございます。ただ今の副知事の説明について、委員の皆様方からご意見いかがでしょうか。教育長もよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第4回目を数えます北海道総合教育会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(了)